

平成26年1月27日

広島大学原爆放射線医科学研究所と
ベラルーシ共和国国立放射線医学人間環境学研究所
学術・教育交流に関する協定の締結について

[教育機能、研究機能]

広島大学原爆放射線医科学研究所とベラルーシ共和国国立放射線医学人間環境学研究所は、両機関の学術・教育分野における協力を通じ、両国及び両機関の相互理解を深め、かつ学術の進歩・発展に貢献するため、学術・教育に関する交流協定を締結します。

ベラルーシ共和国国立放射線医学人間環境学研究所は、チェルノブイリ原発事故により被曝した人々の健康増進を目的とした、治療および研究のための専門的機関です。

ベラルーシ共和国国立放射線医学人間環境学研究所がこれまで行ってきたチェルノブイリ原発事故による被曝者に対する治療により得られた知見を、原爆放射線医科学研究所が行っている原爆症の治療と研究に生かしつつ低線量放射線影響研究を共同で推進することによって、急務の課題である福島復興支援を推進する上で必要となる学術的基盤の確立に繋がります。

なお、セルゲイ・ラフマノフ 在日ベラルーシ共和国特命全権大使に御臨席を賜り、下記のとおり調印式を執り行います。

記

日時：平成26年2月13日（木）9：30～

会場：広島大学 霞キャンパス 基礎・社会医学棟
（広島市南区霞1-2-3）

【お問い合わせ先】

医歯薬保健学研究科等総務支援グループ
原爆放射線医科学研究所 事務室
TEL:082-257-5802 FAX:082-255-8339

日本国広島大学原爆放射線医科学研究所と
ベラルーシ共和国国立放射線医学人間環境学研究所との間の
学術・教育交流に関する協定書（案）

日本国広島大学原爆放射線医科学研究所とベラルーシ共和国国立放射線医学人間環境学研究所は、両機関の学術・教育分野における協力を通じ、両国及び両機関の相互理解を深め、かつ学術の進歩・発展に貢献するため、ここに学術・教育に関する交流協定を締結する。

（交流の内容）

第1条 両機関は、次の交流事業を行うことに合意する。

- (1) 共同研究の推進
- (2) 教職員の交流
- (3) 大学院学生との交流
- (4) 研究成果、学術刊行物及びその他の学術情報交換
- (5) その他両機関が適当と認めた学術・教育交流

（交流事業の実施）

第2条 前条に定めた事業の実施に当たっては、両機関で協議し、実施するものとする。

（有効期限等）

第3条 本協定は、両機関の代表者が署名を行った日から効力を生じ、5年間有効とする。
ただし、期間満了に際し、いずれか一方又は双方から改廃の申し出がない限り、自動的に更新される。

（改廃）

第4条 本協定の改廃については、両機関は文書をもって相手方に改廃の少なくとも1年前までに通告しなければならない。

（使用言語）

第5条 本協定は、日本語、英語およびロシア語で作成し、いずれも同等な効力を有するものとする。

本協定について疑義が生じた場合には、両機関は協議し、解決に努めるものとする。

日本国広島大学
原爆放射線医科学研究所長

ベラルーシ共和国
国立放射線医学人間環境学研究所長

稲 葉 俊 哉

年 月 日

Alexander Rozhko

年 月 日